

さくらの AI Engine サービス約款

第1条（約款の適用）

1. このさくらの AI Engine サービス約款（以下、「本約款」といいます。）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する基本サービスであるさくらの AI Engine サービス（以下、「本サービス」といいます。）に適用される基本サービス約款です。
2. 本サービスの利用者（以下、「利用者」といいます。）は、当社の定める基本約款及び本約款を遵守しなければなりません。基本約款は、本約款とともに本サービスに適用されます。

第2条（サービスの内容）

1. 本サービスは、各種基盤モデル（以下、「基盤モデル」といいます。）及び付加機能を API (Application Programming Interface) 経由で利用することができる AI プラットフォームサービスです。
2. 本サービスには、次の各号に定めるプランがあります。当社は、各プランの詳細及び制約について、サービスサイトに定めるものとします。
 - (1) 有償プラン
本サービスのすべての機能を利用できるプランです。
 - (2) 基盤モデル無償プラン
基盤モデルを、当社が指定する制約の範囲内で、無償で利用できるプランです。なお、付加機能を利用する場合は、利用料金が発生します。
3. 基盤モデル無償プランについては、当社はその裁量で任意にプラン内容を変更又は終了することができるものとします。当社は、基盤モデル無償プランの変更又は終了について遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該変更又は終了、及び当該通知の遅延により利用者が被った損害について、当社は一切責任を負いません。

第3条（申込み）

1. 基本約款における利用契約の締結の規定に加え、申込者に関して、次の各号に該当すると当社が判断した場合には、当社は、申込みを拒絶できるものとします。当社は、申込みを拒絶した場合、速やかに申込者へ通知するものとし、申込みを拒絶した理由について開示する義務を負わないものとします。
 - (1) 経済産業省が定める外国ユーザーリスト、米国商務省産業安全保障局が定める Denied Persons List 若しくは Entity List その他これらに相当するリストに掲載されている場合、禁輸国若しくは貿易制裁国の企業、国民若しくは居住者である場合、その他の当社による申込者への本サービスの提供が「外国為替及び外国貿易法」及び米

国輸出管理規則を含む輸出入に関する適用法令への違反に該当し若しくは該当するおそれのある場合

第4条（利用開始日）

1. 本サービスの提供は、利用契約が有効に締結された日から開始されます。

第5条（利用料金）

1. 本サービスの利用料金は、次の区分に応じて発生し、詳細はサービスサイトに定めるものとします。
 - （1）基盤モデル
利用者が利用する基盤モデルごとに従量課金払いで利用料金が発生するものとします。
 - （2）付加機能
利用者が利用する機能ごとに従量課金払いで利用料金が発生するものとします。
2. 利用料金に1円未満の端数が生じた場合、端数は切り上げて計算されます。

第6条（利用料金の支払）

1. 基本約款における支払期限の規定にかかわらず、利用者は、毎月1日から末日までの本サービスの利用料金を、その翌月の10日までに支払うものとします。
2. 本サービスの利用料金の支払方法は、当社の個別の承認がない限り、クレジットカード払いのみとします。ただし、本サービスの利用料金が、当社所定の金額以上となる場合には、当社の要請により、他の支払方法によりお支払いいただくことがあります。
3. 当社は、利用者の利用実績に応じて、ご利用になるクレジットカードの与信枠を取得するものとします。当社が、当該与信枠を取得することができなかった場合、利用者は、新たに本サービスの利用又は変更ができなくなる場合があることに同意するものとします。

第7条（最低利用期間）

1. 基本約款における最低利用期間の規定にかかわらず、本サービスの最低利用期間はありません。

第8条（利用契約の解約）

1. 基本約款における解約日の規定にかかわらず、利用者は、当社に対し、当社の定める方法で通知することにより、その日をもって利用契約を解約することができます。

第9条（モデルの利用）

1. 本サービスにおいて提供される基盤モデルは、モデル開発者等（以下、「モデル提供

者」といいます。)から提供されるものであり、当社から利用者へサブライセンスが付与されます。

2. 利用者は基盤モデルごとにモデル提供者が定める使用許諾条項（ライセンス等の名称を問いません。）を遵守しなければなりません。なお、モデル提供者が定める使用許諾条項は、基本約款における「提供ソフトウェア規約」に該当します。

第10条（入出力情報の取扱い）

1. 利用者が本サービスにおいて入力した情報（以下、「入力情報」といいます。）及び出力した情報（以下、「出力情報」といいます。）は、原則として保存されませんが、本サービスの保守又は障害対応等のために、一定期間当社が管理する電気通信設備に保存される場合があります。この場合、当社が管理する電気通信設備に保存された入力情報及び出力情報は、暗号化されて電気通信設備において管理されるものとし、当該入力情報及び出力情報は、一定期間経過後に削除され、恒常的には保存されません。
2. 当社は入力情報を利用せず、また第三者（モデル提供者を含みますが、これに限りません。）に提供しません。また、入力情報が当社又はモデル提供者において AI への学習に利用されることはありません。
3. 出力情報は、モデル提供者が定める使用許諾条項に反しない限り、利用者が自由に使用できるものとし、利用者は、基盤モデル及び出力情報の特性を理解して本サービス及び出力情報を使用するものとし、当社及びモデル提供者は、出力情報について明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証も行わず、利用者が出力情報を使用したことに関して被った損害について、一切の責任を負いません。

第11条（API キー等の取扱い）

1. 利用者は、当社が利用者に対して提供した API キーその他当社が利用者に提供する情報（以下、「API キー等」といいます。）を当社の事前の承諾なく第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、売買若しくは質入れ等をしてはなりません。利用者は、API キー等を自己の責任において適切に管理するものとし、当該管理により生じた結果（API キー等を第三者に開示し、漏洩し又は推知されたことにより生じた結果を含みます。）につき当社に対し全責任を負うものとし、
2. 利用者は、当社が利用者以外の第三者に対して提供した API キー等を利用してはならないものとし、

第12条（禁止事項）

1. 基本約款における禁止事項の規定に加え、利用者は、次の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはなりません。
(1) 当社の事前の承諾なく本サービスを第三者に利用させる行為

- (2) 経済産業省が定める外国ユーザーリスト又は米国商務省産業安全保障局が定める Denied Persons List 若しくは Entity List、その他これらに相当するリストに掲載されている第三者又は禁輸国若しくは貿易制裁国の企業、国民若しくは居住者に本サービスを使用させる行為、その他の「外国為替及び外国貿易法」及び米国輸出管理規則を含む輸出入に関する法令に違反する態様で本サービスを利用する行為
- (3) 偽情報、誤情報又は偏向情報を蔓延させるなど、他者を欺罔し、混乱させ、又はその心理を操作する目的又は態様で本サービスを利用する行為
- (4) 犯罪を助長し又は容易にさせる目的又は態様で本サービスを利用する行為
- (5) 人種、民族、宗教、国籍、出身、性別、性自認、性的指向、年齢、障がいの有無又は疾病等による差別及びハラスメントその他の他者の人権を侵害する目的又は態様で本サービスを利用する行為
- (6) 大量破壊兵器又は通常兵器等の開発、製造、使用その他の軍事目的（日本の防衛目的に関するものを除きます。）で本サービスを利用する行為

第13条（β機能）

1. 当社は、本サービスの機能として、開発中の機能を試験的に提供することがあります（以下、試験的に提供される開発中の機能を総称して、「β機能」といいます。）。
2. 当社は、β機能の利用に起因して、利用者が被った損害（利用者データの滅失又は毀損等を含みますが、これらに限りません。）について、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとし、また、β機能の利用に起因して、利用者データが滅失又は毀損した場合であっても、これを復元する義務を負わないものとします。ただし、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除きます。）である利用者がβ機能の利用に関して損害を被った場合については、この限りではなく、基本約款における当社の責任の規定に従うものとします。
3. 当社は、その裁量で任意にβ機能の内容を変更することができるものとします。当社は、当該変更について、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該変更及び当該通知の遅延により利用者が被った損害について、当社は一切責任を負いません。
4. 当社は、β機能の将来における正式サービス化を保証するものではなく、また、その裁量で任意にβ機能を正式サービス化することなく廃止することができるものとします。当社は、当該廃止について、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該廃止及び当該通知の遅延により利用者が被った損害について、当社は一切責任を負いません。また、β機能を正式サービス化する場合に、当該正式サービス化後の機能がβ機能と同一の内容であることを保証するものではなく、正式サービス化した際の内容の変更により利用者が被った損害について、当社は一切責任を負いません。

附則

第1条（適用開始）

この約款は、2025年9月24日に制定され、同日より適用されます。